医療データ利活用について (論点整理(骨子))

※注 本ペーパーの位置づけ これまでの議論を踏まえ、事務局の責任 において、一応の論点整理を試みたもの。 本日以降の委員・有識者・各府省の意見

を踏まえて、答申案を調整予定。

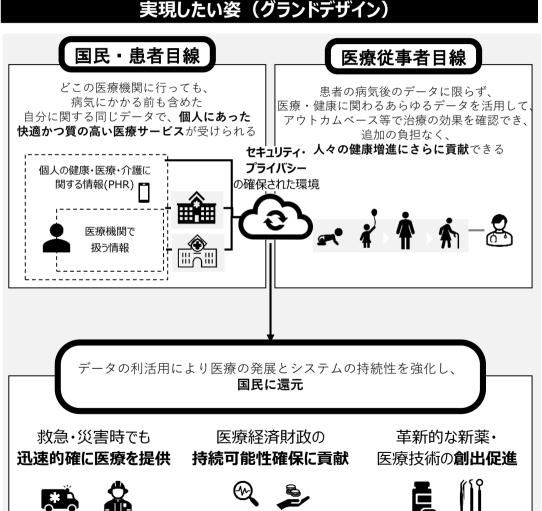
令和5年5月15日 事務局

医療データの利活用に関する議論の全体像ー目指すべき未来

医療データ(※)を本人の診療やケアのため医療機関、介護施設等の間で効率的に共有可能とする(一次利用)とともに、当該医療データ(一次利 用で収集)を創薬や医学研究など公益性の高い用途に円滑に利用可能とすることで、国民の健康増進や医療制度の持続性確保を実現。

- →「国民の健康への投資」として以下を一体的に進める必要。 ※注 EUにおいてもEHDS規則案が昨春発表。
 - ①必ずしも本人の同意に依存しない医療データの利活用のための制度整備・運用改善(→医療機関に停留する医療データを医療機関外に送出)。
- ②研究者や製薬会社等が医療データに円滑にアクセス可能とする情報連携基盤を整備(現状:個別に病院等と交渉しデータ入手)。 ※ 電子カルテ、電子処方箋、介護記録に含まれるデータ等の出生から死亡までのデータであって、診療や介護等に一般的に有用なデータを主として想定。

現状



本人の診療・ケア(一次利用)

(主な指摘)

・「黙示の同意」により、医師の指示で患者が他の医師にかかる場合は必要な情報が円滑 に共有されやすいがその外縁は不明確。

・地域医療連携NW(全国で218個)の加入率は数%程度がほとんど。運営団体にとっては、

※ 厚労省「地域医療情報連携ネットワークの現状について」を基に内閣府において作成

対人口割合

9.0%

0.8%

3.4%

·患者性別·年齢、病名、薬剤、処置·手術、臨床

·患者性別·年齢、病名、薬剤、処置·手術、臨床

・他方で、医師は患者に適切な医療提供のため、過去に受診歴のある他の医師等に電話 等で照会しても同意がない又は同意取得の手間を理由に回答が円滑に得られない。

同意取得が大きなコストであり、本人に適切な診療を行う利益とのバランスが課題。 (参考)東京・神奈川・大阪で登録者が最も多い地域医療連携NW

Premier (Premier Healthcare

Optum (Clinformatics Data

Database)

Mart)

都道府県	代表的なNWの名称	対象圏域	登録者数	人口	
東京都	日本医科大学付属病院 医療連携ネットワーク	東京都	11,164	123,849(文京区)	
神奈川県	H I たんざわ・おおやまネット	秦野市、伊勢原市	2,212	267,015(秦野市、伊勢原市)	
	泉州南部診療情報ネット ワーク(なすびんネット)	泉州圏域(泉州南 地域)	9,434	273,543(泉州地域南部)	

医薬品·医療機器開発(二次利用)							
(参考)検査値を含む代表的なDBの日米の比較							
	企業(データベース名)	規模(人)	概略				
日本	メディカル・データ・ビジョン(EBM Provider)	約4,042万	・患者性別・年齢、病名、薬剤、処置・手術、臨床 検査結果(血液検査データ)等				
	リアルワールドデータ株式会社 (HCEI/RWD データベース)	約2,440万	・患者性別・年齢、病名、薬剤、処置・手術、臨床 検査結果等				
	日本医療データセンター(JMDC 医療機関データベース)	約1,700万	・患者性別・年齢、病名、薬剤、処置・手術、臨床 検査結果等				
	4DIN(4DIN Research Network)	約500万	・患者性別・年齢、病名、薬剤、処置・手術、臨床 検査結果等				
	Merative (Marketscan Research Databases)	約25,000万	・患者性別・年齢、病名、薬剤、処置・手術、臨床 検査結果等				

約23,100万

約18,000万

検査結果等

検査結果等

※R5.2.13 医療・介護・感染症対策WG 資料2-1(参考資料)を基に内閣府において作成

医療データ等の利活用を可能とする法制度について(現状と解決の方向性)

医療データを、本人の適切な診療のために医療機関・介護施設、行政などの間で共有し、また、医学研究や創薬等に役立てていくためには、必 ずしも本人の同意ではない形で、本人の権利利益を保護しながら、利用可能な制度・運用を整備する必要。本人の権利利益の保護は医療デー タの取得時の本人同意ではなく、研究者等が利活用する段階で対応することを検討する「必要(「入口規制」から「出口規制」への転換)。

前 提(現行個情法)

◎医療データ(多くが要配慮個人情報)は目的外利用、取得、第三者提供には原 則として本人の同意が必要。 ※注 オプトアウトも不可。

見直しの視点 ◎ 同意によって確保されていた本人の権利利益の保護が必要(プライバシー侵害

過不足あるデータによる誤った判断、差別等の不利益な措置の回避等)。 ※注 なお、仮に法改正を要する場合には、個情法の規定等の見直しも含め

て検討する必要があることに留意の必要

本人の診療(一次利用) ○「黙示の同意」(※)など個情法の運用上の工夫もあるが、なお、本人同意取得

の手間が、医療関係者等の間の患者データ共有(第三者提供)を阻害との指摘 $(**2)_{0}$ ※1 患者への医療の提供に必要で、かつ、利用目的が院内掲示等で明示される場合

は、本人の同意が得られているものと扱うもの。 ※2 医師等が必要に応じ過去の受診状況を他の医療機関に照会する際に、明示の同

|○他方で、医療データの共有に対して「同意 |を求めることで本人が知られたくない| 情報の共有先を主体的に限定できるという側面もある。

意を取得する必要があると解されている。

※注 EUや米国は現状も病院間の医療データ共有に本人同意が原則ではない。

一次利用のデータを二次利用にも利用。(創薬な 「ど二次利用専用のデータ収集は高コスト。

論点 ○必要な場合に本人同意を不要とする運用が困難であれば、診療・ケアの目的

に限り、また、共有先・共有データ内容の限定、共有先における安全管理等の ガバナンス整備によって、同意なき一次利用を可能とするか。 ○原則として(※)、利用停止請求を可能とするか。

不可

※ 感染症、災害時など公共の福祉の観点から例外有。

(参考)同意なき一次利用による、より適切な本人の権利利益の保護 現行 データ範囲の限定 無 同 意 意 提供先の限定 無

同意の撤回

将来イメージ データ範囲の限定 有 提供先の限定 有 オプトアウト(利用停止請求)

医学研究や創薬(二次利用)

○医療データ(実務では、通常、氏名等を削除し仮名化したものが利用される) の医学研究や創薬等への利用時に患者の同意を得ることは困難(退院後などは

連絡先も不明であり、事前には用途が未確定で「白紙委任」以外は困難)。

※注 個情委は有効な治療法等が十分にない疾病等に関する疾病メカニズム の解明等は例外とのQ&Aを発出(応用研究については不明との業界指摘)

│○米国では非識別化(※1)された医療データは本人同意なく(※2)利用可。EUも EHDS規則案(昨春)で、医療・ケア分野の研究など公益性の高い用途につい

てGDPRの範囲内で、必ずしも本人同意がなくとも処理があり得る旨規定。 ※1 非識別化の方法の1つであるsafe harbor方式では、氏名、州より下の

住所等の 18項目を削除することが必要。 ※2 次世代医療基盤法によって、仮名化された医療データが研究開発等に利

用可能となるが、「丁寧なオプトアウト」が依然として必要。 └○他方で、医療データの分析方法によっては本人に対する差別にもつながりうる(欧 州(EHDS規則案)では有害な決定を禁止、米国ではGINA法等の措置)

○一定の医薬品開発など公益性が認められる目的のための利用(特定二次利 用)については、本人の同意なく仮名化データの利活用を可能とするか。

有

【公益性が認められる目的】 ・医学研究、医薬品や医療機器の研究開発(公衆衛生の向上に資することが

見込まれる場合)。

○その場合、①利用目的の公益性の審査、②医療データの漏洩が合理的水準 で防止され、かつ、③データを取得した者(正当ではない取得を含む)の不適正 な利用禁止(※)等の規定整備が必要か。

※ 例えば、遺伝子疾患を持つ患者データを取得した者が雇用、教育等で差別 を行うことの禁止など。

○一定の場合に利用停止請求を行うことも考えられるか。

医療データに関する情報連携について

現場の診療等で生まれる医療データを医療機関内で「分散」「孤立」させず、有機的につなげ、製薬会社や医学研究者も活用(二次利用)できるよう公的な情報連携基盤を構築する必要(現時点では「電子カルテ情報交換サービス」は医療機関の一次利用を想定)。

現状

〜研究者や製薬企業は質の確保されたデータを手探りで特定、個別交渉して利用〜 【医療データの質】

○医療機関には医療データの標準化を進めるインセンティブがない。

米国:診療報酬による誘導で急性期病院の94%、開業医の80%が標準化を達成。 EU(EHDS規則案):ベンダーに対し共通仕様準拠を義務化。

【研究者や製薬会社等の医療データへのアクセス】

- □○必要な医療データ(主として仮名化データ)が医療機関等に分散。研究者、製薬 ・会社等が必要なデータを特定し、円滑にアクセス利用できる仕組みがない。
- ○厚労省が検討中の「電子カルテ情報交換サービス」は現時点では、医師のみが限定された範囲の医療データ(2文書6情報)を利用可能。
 - ※「2文書」とは、「診療情報提供書」、「退院時サマリー」をいい、「6情報」 とは、「傷病名」、「アレルギー情報」、「感染症情報」、「薬剤禁忌情報」、「救 急時に有用な検査情報、生活習慣病関連の検査情報」、「処方情報」をいう。

【医療データの管理責任の明確化】

○**電子カルテ情報交換サービスと医療機関の法的責任が明確ではない**(現行法上は 医療機関が委託者として個情法上の監督責任を負う)。

紹介元医療機関等 文書情報の登録 本人確認/同意 電子カルテ情報 交換サービス(仮称) 文書情報の受領 医療機関等 6情報の登録 紹介先医療機関等が 受領不可 受領した後に消去 その他医療機関等 文書情報DB 6情報の連携 全国の医療機関等 オンライン資格確認等システム 本人確認/同意 6情報の閲覧 R. 電子カルテ情報(6情報)DB 電子カルテ 医師 自宅等 6情報の閲覧 基盤WGで整理

論点

~研究者等が質が確保された大量の医療データを円滑に特定し、利用~

【医療データの標準化】

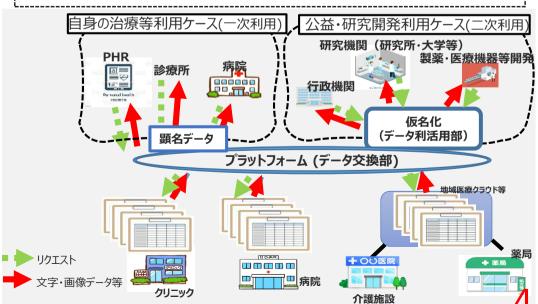
○ベンダー等に義務づけ、インセンティブ(診療報酬等)による誘導。

【公的情報連携基盤の整備】

- ◎医療データを医学研究や製薬等にも円滑に利用できる社会システムを構築。
- ・オンライン資格確認等をベースに一次利用のみならず円滑な二次利用を確保するために各データベースを連結して提供するための公的連携基盤の構築を検討。二次利用に高頻度で必要となるデータ(検査値など)の追加もニーズを踏まえ検討の必要
- ・学会、独法などに分散している医療データについて、特定二次利用のための円滑なアクセスの保障(EUでは一部義務化)。
- ・具体の検討では、医療機関、製薬会社・メーカー、研究者、行政等のニーズや最新のICT技術動向を踏まえ、相互運用性・拡張性・柔軟性を考慮する必要。

【患者のアクセス/アクセス制御】

・患者が自らの医療データやその使用状況を確認し、可能な範囲で、利用停止請求を 可能とする必要。



※ R5.2.13 医療・介護・感染症対策WG 資料2-1 (参考資料) を基に内閣府において作成

※R5.3.29 第12回健康・医療・介護情報利活用検討会資料参考資料3より引用

規制改革推進会議における議論の経緯

議論の経緯(医療・介護・感染症対策WG)

○令和4年9月22日

- ※現状及び E U 動向についてヒアリング プレゼンター
 - ・全国連携実務者ネットワーク
 - ·日本製薬工業協会
 - •次世代基盤政策研究所

○令和4年11月7日

※同意に依存しない医療データ法制について議論。

プレゼンター

- •次世代基盤政策研究所
- ・黒田佑輝 弁護士
- •情報法制研究所

○令和5年2月13日

- ※同意に依存しない医療データ法制及び医療データの標準化について議論。
- プレゼンター
 - ·森田朗 東京大学名誉教授
 - ・桜井なおみ
 - •宿野部武志
 - ・保健医療福祉情報システム工業会

令和5年4月19日

- ※同意に依存しない医療データ法制及び医療データの標準化について議論。 プレゼンター
 - ·日本総合研究所

議論に参加いただいた有識者※

•石井夏生利 中央大学国際情報学部教授

•板倉陽一郎 弁護士

・岡田靖士 保健医療福祉情報システム工業会 委員長

・川崎真規 他 日本総合研究所 ヘルスケアデジタル改革ラウンドテーブル

事務局 上席主任研究員

·黒田佑輝 弁護士

・桜井なおみ 全国がん患者団体連合会 理事

•宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授

・宿野部武志 ピーペック 代表理事

・鈴木哲 他 全国連携実務者ネットワーク 事務局長

•高木浩光 情報法制研究所 副理事長

・松村泰志 大阪医療センター 院長

•宮田俊男 早稲田大学理工学術院教授

・美代賢吾 国立国際医療研究センター 医療情報基盤センター長

·森和彦 他 日本製薬工業協会 事務理事

·森亮二 弁護十

·森田朗 東京大学名誉教授、次世代基盤政策研究所代表理事

※ 上記参加者は必ずしも全てのWG日程に参加したわけではない。

議論に参加いただいた各府省

- 個人情報保護委員会事務局
- •厚生労働省
- •内閣府 健康•医療戦略推進事務局
- ・デジタル庁